

(文教はぐくみ委員会資料)

令和8年4月  
教育委員会

教職員の懲戒処分について

下記のとおり、教職員の懲戒処分等を行いました。

記

1

被処分者	1 氏 名 2 所 属 京都市立檜原中学校 3 年齢・性別 23歳・男性 4 職 名 常勤講師
処分発令日	令和8年3月31日(火)
処分内容	免職
事案概要	被処分者は、令和8年3月8日(日)、勤務する中学校の体育教官室で、部活動の引率のため訪れていた他校教員の財布から5千円を盗んだとして、同年3月18日(水)、窃盗の疑いで逮捕された。

2

被処分者	1 所 属 京都市立京都御池中学校 2 年齢・性別 40歳・男性 3 職 名 教諭
処分発令日	令和8年3月23日(月)
処分内容	減給(10分の1・6月)
事案概要	被処分者は、令和5年度から令和6年度までの間、休日に部活動の指導業務に従事したなどとする虚偽の申請を68回にわたり繰り返し、約20万円の教員特殊業務手当を不正に受給した。
その他	本件に関わり、京都御池中学校の校長・教頭について、管理監督責任として教職員人事課長名による嚴重文書訓戒処分を行った。